

水争いのあった井堰

民の動き

村

のであり、下流本田の特権を優先的に認めたうえでの指示であり、 足の時の水賦り方について取極めが行われていた。それは「本田水不足の際は両伊勢川新田水を切り落とす」も 流水田の用水を賄はねばならなかったのである。藩政時代はそのため郡奉行所から指示が関係の者にされ、 いては近世編参照) 川川を水源にしている田井・溜井・伊勢川・宮古野の間では、藩政時代から宿命的ともいえる水賦り方について 伊勢川川の水論 水源地と井堰との距離が近く、 日照り続きで水不足の場合はその都度争いが生じていた。伊勢川川の水源は地蔵寺川の水源と異な 明治二十六年(一八九三) 水量も少い。 の夏は非常な旱天が続いて、灌漑用水の不足が著しかっ それにも拘らず年々開田した水田の面積は増え、この水量で下 取り極めであったわけだ。(明和時代の旧記につ

効力が存続したとしても不自然ではなかった。が、水利権は慣習化され地域に定着していたので一応ののの取り極めの 公的 理由は失われて然るべきであったの取り極めの 公的 理由は失われて然るべきであった所有が公認されるようになると、実質的には藩政時代の明治時代に入って租税体系が近代化され、土地の個人

論は『森村史』に詳細記述されているので再録する。行したので紛争が起きた」のである。明治二十六年の水本田の特権を失ってからも旧記旧慣の惰性によって之敢との紛争は『森村史』もいっているように、「維新後

た。依って双方が時折閧の声を揚げては 揉み合うだけであれば、 一次の田が亀 製を生ずるに至ったので下 流各村から分水の 交渉があった ととて、処々で十 欠砲を打ち、 或は法螺貝を吹き立て、気 たづ松木野堰に押し寄せて来た。 溜井方も予ねて 覚悟のと たづ松木野堰に押し寄せて来た。 溜井方も予ねて 覚悟のと ととて、処々で十 欠砲を打ち、 或は法螺貝を吹き立て、気 ととて、処々で十 欠砲を打ち、 或は法螺貝を吹き立て、気 ととて、処々で十 欠砲を打ち、 或は法螺貝を吹き立て、気 ととて、処々で十 欠砲を打ち、 或は法螺貝を吹き立て、気 の堰に並んで 腰を掛け 相手方 が鍬 を入れる間隙を 無くし り堰に並んで 腰を掛け 相手方 が鍬 を入れる間隙を 無くし り堰に並んで 腰を掛け 相手方 が鍬 を入れる間隙を 無くし

明治後期



神 峰

去った。

斉に走り寄って矢庭に 堰を切り落 したので水は 轟々と流れ 突然手を挙げると、予ねて打合せて有ったものと見え、

之は山中の欺し切りと言って 当時有名な 話題であ

参拝する者が多かった。ところがここに問題が起きる。 三宝山騒動始末 「森の三宝山」 たまたま高峰神社の社掌宮本三玉は「三宝山豊熟 として広く近在住民の信仰を集め、 高峰神社は三宝山高峰神社、 いわゆ

井小学校で仲裁を為し円満解決を見るに至つた。

肉の歎に堪えない 壮者共は転じて ゲンネダ堰に 殺到し双方

口々に呼号したので流石の猛者も近かづき得なかつた。 を利用して山上から巨石を 転落さし 「石がいくぞうー」と 予め附近の巨木を 伐り倒して 逆茂木とし、

又両岸の急傾斜

り合いの後地主谷堰へ 迫ったが 此処は重要な堰 であるから った。田井方は之に勢を得て 段々と 上流 に進み各所で小ぜ

鍬を振って乱闘が演ぜられ数名の 負傷者を出した。

との水

論は連日に亘つたので 土長両郡役所より郡書記が出張し溜

る

うては 仕方が無いし暑さも 酷しいから木蔭へ入って 熟談す 時に水切組の総師 である山中某が 提議して言うに 「只押合 った。急を聞いて「警官も駈け付けたが手の施し様が無い。 し双方の有志数名が 木蔭で折衝を 重ねている 時、山中某が 各位も木の蔭で休むがよい。」と一同之を諒

昭和前期

千人に及んだ。しかし計画は途中で諸種の故障が起きたので明治十五年一たん中止になり、 の九合目に雨露に瀑したまま放置されていた。 との引揚奉納を計画する。遠近老幼男女の信者による引揚作業は毎陽春三、四日にわたって行われ、 引揚石は五四年間山 その数は数

626

提出し、完成同盟会を結成してこの事業を継続、 ついては高知県神職会長竹崎五市の選文による「傳永遠」の碑に詳述されている。 昭和三年(一九二八)二月当時の地蔵寺村長西村繁太郎は、 ついに同年十一月現在地に引きあげる事が出来た。 御大典記念事業として 奉献曳石完成計画を村会に その経緯に

完成同盟会は村長自らが委員長となり、 委員は村会議員、 区長等有志があたり、 費用は篤志家の寄付によ

いが起きた。その様子を当時の高知新聞は の示す通りである。 田井・森両村水争い再燃 昭和九年八月、 伊勢川川を挾んで田井、 との年も非常な日照り続きのため水不足を生じ、 森の水争いが、 藩政時代から繰りかえされてきた事は記録 宮古野堰を中心に水利の争

ちに現場に急派した。 農民は手に手に鋤鍬を携へ、 たところ、 長岡郡田井村、 全部の水を田井側へ落すなど殺気漲り危険極まりないとの報に、 和田田井、宮村森両村長は卅日関係者立会の上善後策を講じてゐたが、田井側は話のつくのを待ちきれず、 その後早天つづきで降雨なきため、 土佐郡森村の両村民は、森村宮古野堰の水利争から確執を生じてゐたが、警察側の調停にて一旦和解してゐ 口論から遂に組打となり、各地で乱斗が演ぜられ、 卅一日正午宮古野に殺到、これに対し、森側でも農民五十余名が急を聞つつ駆けつけ、 田井側は水不足を告げ、 本山暑では浅野警部補、 田井側は水利権擁護を叫びつつ三ケ所の堰をきりと 危急の状態に瀕したので、 筒井部長その他巡査数名を直 (高知新聞昭九・八・ またまた問題を蒸し返 七十余名の

であった。したがって当然に抜本的な解決策が論議されるべき性質のものであったはずである。 争いは双方にとって死活の問題であり、昨日今日の問題でもなく、長い年月の間に幾度も繰り返されてきた問題 よって問題を解決する事になる。しかしそれは抜本的な解決にならず、結果的には対症的解決に終っている。水 頑なな態度で臨み、 明治二十六年の時もそうであったが、分水をうける側の田井側が強硬な態度に出れば、 容易に話しあいは進まず、ついに背に腹はかえられず田井側が直接行動に出た後、 分水を行う側の森側は 仲介者に

水利争いの問題が、 当事者間の協議にのみゆだねられたのは不幸な事であった。 その複雑さと、 経済的、自然的条件の困難性によって、 抜本的な解決の方向に向うことな

森村役場において(八月十七日)宮村森、和田田井両村長はじめ両村委員、 午後七時に至り左記案で円満解決を告げる事となった。 田役総会、 西尾森村駐在巡査立会の上最後の協

一、明和七年旧記に基き、両村長が其のつど時宜に適した分水を行ふ事

、右両村長の処置に対して絶対に異議申さぬ事

(高知新聞昭九・八・一九)

結局との時も又明和の旧記を守る事によって問題を解決している